

只見ユネスコエコパーク Q&A(5)

Q

只見町ではブナを伐^きって、有効活用してはいけないのですか？

A

よく聞かれる質問ですが、これに答えるにはまずは只見町のブナ林にかかる歴史的な経過と森林の所有区分を分けて説明する必要があります。

戦後の高度経済成長期に、国は急増する木材需要に応えるため、それまで利用価値が低いとされてきたブナをはじめとする落葉広葉樹林をパルプ用材として資源化するために伐採し、その伐採跡地に成長の早いスギなどを植栽する拡大造林政策を全国的に展開しました。只見町においてもブナが多い奥山地域(国有林)の開発が急速に進み、地元には経済的な恩恵をもたらしました。しかしその一方で、森林伐採が広範囲に及んだことで下流域に大きな影響が出ました。それが、1969(昭和44)年7月、集中豪雨に起因する洪水と土砂災害による複数の集落の被災と、集団移転です。この災害が発端となり、上流域の森林伐採が被害を拡大させたとの認識が生まれ、町ぐるみでのブナ天然林の伐採反対運動が始まることになりました。しかし、度重なる只見町の要請にもかかわらず林野庁前橋営林局(現在の関東森林管理局)は、伐採量を減らすことはするものの、伐採を中止することはありませんでした。そうした中、2005(平成17)年、町内にある国有林でブナ天然林の無許可伐採が明らかとなり、関東森林管理局は伐採を中止せざるを得なくなります。

これを契機に管理局は地元の要請に沿ってブナ天然林の取り扱いを見直し、その結果、只見町を含む奥会津地域の国有林のほぼ全域を保護対象に決定し、2007(平成19)年に奥会津地域の国有林の約87,000haを「奥会津森林生態系保護地域」(保護林)と「会津山地緑の回廊」に設定しました。これにより、只見町内の国有林のブナ林などは法制度に基づく保護の対象となり、現在ではユネスコエコパークの核心地域および緩衝地域ともなっています。

一方、只見町の集落周辺の民有林にもブナなどの広葉樹林が存在します。これらの林は、かつては薪炭林などとして使われ、住民生活を支え、その後再生した林です。現在も、保安林などの伐採制限を除けば伐採利用を含めた活用が可能な林となっています。これらの大部分がユネスコエコパークの土地利用区分の移行地域に該当し、自然環境・野生動植物の保護・保全に配慮しながら、持続可能な形で活用する中で地域の発展に繋げていくことはユネスコエコパークの理念・目的からも推奨されるものです。

つまり、ユネスコエコパークである只見町では国有林などの自然度の高いブナ林は保護・保全しつつ、集落周辺の民有林等のかつて利用していたブナ林などは環境教育、エコツアー、伐採利用など持続可能な形で利活用し、地域の発展につなげ、ブナ林と人との共生を実現することが重要となっています。



保護すべきブナ天然林



持続可能な形で活用が期待されるブナを含む広葉樹二次林